建物及び その附属設備 並びに構築物							

８．その他事業の実施に関する事項

注１　適用を受けようとする課税の特例措置を８に記載すること。

２　製作又は建設を伴う場合は、工事着手予定年月日を記載すること。

３　器具及び備品は、専ら開発研究の用に供される器具及び備品に限られているため、留意すること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。